

請 書

1 売買契約の目的

| 品 名 | 品 質 形 状 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

2 契 約 金 額 一 金 円 也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一 金)

3 納 入 期 限 年 月 日

4 契 約 保 証 金

5 納 入 場 所

6 契 約 代 金 の 支 払 時 期 適 法 な 請 求 書 を 受 理 さ れ た 日 か ら 3 0 日 以 内

7 検 査 の 時 期 給 付 を 終 了 し た 旨 の 通 知 を 受 け ら れ た 日 か ら 1 0 日 以 内

8 検 査 に 必 要 な 費 用 及 び 検 査 の た め に 変 質 , 消 耗 又 は き 損 し た も の の 損 失 , 並 び に 引 渡 し 完 了 前 に 生 じ た 物 品 の 亡 失 き 損 等 は , す べ て 負 担 し ま す 。

9 県 において 請 者 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る と 認 め た と き は , 契 約 を 解 除 さ れ て も 異 議 は 申 し 立 て ま せ ン 。

(1) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 暴 力 団 (以 下 こ の 号 に お い て 「 暴 力 団 」 と い う 。) で あ る 。

(2) 役 員 等 (法 人 に あ っ て は 非 常 勤 を 含 む 役 員 , 支 配 人 , 営 業 所 等 (営 業 所 , 事 務 所 そ の 他 こ れ ら に 準 ず る も の を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。) を 代 表 す る 者 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る も の で あ る か を 問 わ ず 法 人 の 経 営 を 行 う 役 職 に あ る 者 若 し く は 経 営 を 実 質 的 に 支 配 し て い る 者 (以 下 こ の 号 に お い て 「 法 人 役 員 等 」 と い う 。) , 法 人 格 を 有 し な い 団 体 に あ っ て は 代 表 者 , 理 事 そ の 他 法 人 役 員 等 と 同 等 の 責 任 を 有 す る 者 又 は 個 人 に あ っ て は そ の 者 , 営 業 所 等 を 代 表 す る 者 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る も の で あ る か を 問 わ ず 個 人 の 経 営 を 行 う 役 職 に あ る 者 若 し く は 経 営 を 実 質 的 に 支 配 し て い る 者 を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。) が , 鹿 児 島 県 暴 力 団 排 除 条 例 (平 成 2 6 年 鹿 児 島 県 条 例 第 2 2 号) 第 2 条 第 3 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 等 (以 下 こ の 号 に お い て 「 暴 力 団 員 等 」 と い う 。) で あ る 。

(3) 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 が , そ の 経 営 に 実 質 的 に 関 与 し て い る 。

(4) 役 員 等 が , 自 己 , 自 社 若 し く は 第 三 者 の 不 正 な 利 益 を 図 る 目 的 又 は 第 三 者 に 損 害 を 加 え る 目 的 を も っ て , 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 を 利 用 し て い る 。

(5) 役 員 等 が , 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 に 対 し て , い か な る 名 義 を も っ て す る か を 問 わ ず , 金 銭 , 物 品 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 を 不 当 に 提 供 し , 又 は 便 宜 を 供 与 す る な ど 直 接 的 又 は 積 極 的 に 暴 力 団 の 維 持 運 営 に 協 力 し , 又 は 関 与 し て い る 。

(6) 役 員 等 が , 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 と 社 会 的 に 非 難 さ れ る べ き 関 係 を 有 し て い る 。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している。

上記の条項を県の指揮監督に従って確実に履行することをお請けします。

年 月 日

住 所
名 称
氏 名

鹿児島県
契約担当者
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田 康一 殿

【発行責任者及び担当者】

| | 役 職 | 氏 名 | 連絡先 |
|-------|-----|-----|-----|
| 発行責任者 | | | |
| 担 当 者 | | | |